

## 福島市総合戦略検証会議設置要綱

### (設置)

第1条 市の人口ビジョン及び総合戦略（以下「総合戦略等」という。）に係る施策の検証を行うため、福島市総合戦略検証会議を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合戦略等に係る施策の検証に関すること。
- (2) その他本市の地域活性化に係る施策の検討に関すること。

### (組織)

第3条 会議は、7名以内の委員をもって組織し、市長が委嘱する。

- 2 会議には座長を置き、市長が指名する。
- 3 座長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 会議は、必要があると認められるときに市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、政策調整部政策調整課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成28年 7月 5日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成29年 7月 4日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。